

エコネット

2009年 1月 1日

第176号

藤沢環境運動市民連絡会議

(略称 エコネット)



- 主
な
記
事
- ・ 武田薬品旧工場解体工事着手に抗議文
 - ・ MAKE the RULE
 - ・ ごみ有料化裁判結審の結果
 - ・ かながわ自治体学校

事務局〒252-0816 藤沢市遠藤849-9 青柳

☎/FAX 0466-87-4922(夜間のみ)

<http://comcom.jca.apc.org/econet/>

藤沢市におけるCO₂排出量削減のためのインセンティブ

CO₂排出量を削減するためには、行動の必要性についての意識の共有とともに、行動へのインセンティブが必要である。インセンティブとは「誘因」のことで、「やる気を起こさせること」とも言える。排出枠を売買する排出権取引制度も、発展途上国の排出量削減への援助を先進国の排出枠から差し引く CDM(クリーン開発メカニズム)も、そのための経済的インセンティブである。それでは、藤沢市におけるインセンティブとは、なんだろうか。私は2つのことを提案したい。

1つは、公共交通体系を整備して、自動車に乗るよりもそれを利用する方が便利で経済的になるようにする。具体的には、横浜市営地下鉄を延長して、湘南台・慶応大学・ライフタウン・辻堂駅を結ぶ路線を造ることである。こうすれば、学生や沿線の住民が便利になるばかりでなく、自動車に乗って排気ガスを出さなくてもよくなる。小児喘息も減るだろう。一石三鳥である。2つ目は、太陽光発電パネルによって生産した電気を高く買い上げることである。東京電力が高く買わなければ、県や藤沢市が差額を負担すればよい。今みたいに、元を取るのに20年もかかるのでは、だれもパネルを取り付けない。これらのことが、大型開発や企業誘致よりも、市民のためになる税金の使い方である。

精神論で市民の協力を期待するだけでは、藤沢市のCO₂削減は前には進まない。しかし、前に進めるためには行政当局との連携が不可欠である。そこにエコネットのようなNGOの出番がある。十分調査・研究した上で具体的な提言をとりまとめ、行政に対して提案する。誰が、どこで、どれだけCO₂を出しているのか? その調査が出発点である。このことにしても、行政の協力が不可欠である。

「低炭素モデル都市・藤沢」を目指して頑張りたいものである。

(川崎 健)

武田薬品工業株式会社
代表取締役社長 長谷川閑史様

平成20年12月11日
武田問題対策連絡会

貴社旧湘南工場建屋の解体工事着手に対する抗議

1、武田薬品工業は、現在自ら工事説明会を開催中にもかかわらず、12月3日に旧工場の取壊し等に着手した。

武田薬品工業の道理を欠いた、かつ「誠実」という自らの企業理念とも駆け離れた工事開始に対し強く抗議する。

直ちに工事を中止し、8月の「工事説明会」の経緯と、今回の工事開始の経緯について近隣住民に説明するよう求める。

2、12月3日は、市民が研究所建設工事の安全性について不安を感じ藤沢市会に提出した請願について、多くの市民が賛同の請願署名を集め、議会に提出し、まさに2日後の5日には議会民生常任委員会で審議が開始されようという矢先の日である。

このようなタイミングで、研究所建設を前提とする旧湘南工場の建屋の解体工事に着手するのは、多くの市民の意向に対し強いてそれを無視する行為であり住宅地に接して工事を進めようとする事業者がとるべき態度とは思えない。

3、計画地周辺で8月に行なわれた2回の「工事説明会」が、住民とのあいだで問題を残したあと、11月までの間「工事説明会」を中断、その後神奈川県知事より環境アセス審査書が事業者武田薬品工業に送付された。

11月にはいり、町内会等を通じて案内が出されて、11月10日、13日、15日と鎌倉市内3箇所で工事説明会が再開され、続いて藤沢市内でも17日に工事説明会が行なわれたとのことであるが、それら工事説明会では、近隣住民より多岐にわたる質問と意見がだされたものの、それらを集約して参加者の意向と事業者の意向の、双方の言い分を整理する話し合いはなく、まして協議案にあげるに至った案件は、何もない。

説明会に参加した多くの住民には、説明会は協議以前の、初歩的な質疑が規定時間内でなされたところまでであったというのが、4各所で開催された1回目の認識であろう。住民より「発言はどう反映されるか」、司会「覚書にして取り交わす」云々の対話はあったが、工事に関する覚書の内容提案は、双方いずれからも何一つ出されていない。合意に向けての事項は、提案も協議も全く無かったとの認識である。

4、今回の事業は、1年近くの間、県の環境アセス審査会で検討されてきたものである。取壊しの際の粉塵量、建設工事中の騒音レベルや振動、大型車両の往来と渋滞予測について審査され、すべて予測値が審査会で検討されている。

しかるに、住民に対する工事説明になると、工事の手順と作業の配慮事項として、数字に裏打ちされた説明は無し、協定案として提示される管理値も、事業者側からまだ出されていない。

提示された覚書を読むと、守るべき数値と、それを悪いほうに作業が外れたときの警報とか、工事現場責任者の取る対応はなにか、環境アセスで評価された規定を適用すること無しのままであることも、工事説明同様、奇異である。

安全で適正な工事を保障するため、工事期間中、事業者と住民が定期的に協議する機会を定

めていないのも、2年4ヶ月にわたる工期にたいし、住民側意見の反映を欠いているものである。

5、武田薬品工業の新研究所建設の事業は、神奈川県環境アセス評価の過程で、住民が発するバイオ関連研究への不安の声を終始耳にしたであろうに、それらに耳を貸さず、知事より環境アセス審査書で指摘されてようやく、今月16日を第1回として、市民との「対話集会」に応じていくことを決めた。

一方で対話の開始を決めながら、他方で、一片の社長文書をもって、旧建屋の取壊しと、新研究所の2009年4月建設着手、2011年3月完了予定とする工事を指示し、そのため湘南の現地では、地域住民へ工事説明の途中という事情を考慮しないまま、住民に周知を図らないで一部個人と工事協定を締結し、もって独善的に工事を開始するなど、住民のあいだに混乱を招いた。

以上のとおり当会は、武田薬品工業にたいし、工事の開始強行を強く抗議する。早急に善処されることを求める。

以上

MAkE the RULE 新しいルールで地球をクールに
2020年30%、2050年80%削減を約束し、

CO₂を減らした人が報われるルールを作ってください

エコがブームになってずいぶんたちますが、CO₂は増え続け、地球温暖化の影響はますます大きくなっています。ところが日本にはCO₂を減らすためのルールがありません。

一人一人の心がけは大切ですが、それだけでは現実にCO₂は減らすことができません。

今求められているのは、CO₂を減らすように社会の仕組みを変えていくことです。

CO₂を確実に減らしていくための新しいルールが必要なのです。

気温上昇を2℃以下に抑える「低炭素社会」へのシナリオづくりが急務です。

気候保護法が必要です。

請願内容 ●京都議定書の6%削減目標を守り、これから中長期にわたって温室効果ガスを大幅に削減すること。2020年には1990年レベルと比べて30%の削減をすること

2050年には1990年レベルと比べて80%の削減をすること

2020年には一次エネルギー供給の20%を再生可能エネルギーにすること

●排出を減らしていくための制度をつくること

CO₂を減らす人、企業が報われ、CO₂をたくさん出す人、企業には相応の負担を求める経済社会にすること（炭素税・排出量取引制度など）

再生可能エネルギーを大幅に増やすしくみをつくること

請願署名活動へのご協力をお願いいたします。

ホームページ <http://www.maketherule.jp>

事務局 MAkE the RULEキャンペーン事務局

東京都千代田区麹町 2-7-3 半蔵門ウエストビル 2F 電話 03-3263-9210

武田薬品の新研究所計画についてのアンケート 集計報告

回収枚数 47枚(内6枚無記入)

武田問題対策連絡会

Q1 第1回対話集会を何で知りましたか？ (複数回答あり)

14名 チラシで 4名 ホームページで 22名 知人から

6名 その他

(12月7日藤が谷会に出席)

新研究所の規模などに関してお聞きします。

Q2 研究所の延べ床面積が31万平方メートル、研究員ら1500人という、大規模になることは？

29名 知っていた 11名 はじめて知った 1名 無回答

Q3 研究内容で、毒性病原体を扱い、遺伝子組み換えを行なう施設を備えていることは？

34名 知っていた 5名 はじめて知った 2名 無回答

Q4 研究施設内に、毒性病原体、あるいは遺伝子組み換え微生物を封じ込める施設かどうか？

施設の危険性について専門家においても議論が分かれていることは？

30名 知っていた 10名 はじめて知った 1名 無回答

Q5 研究施設内に、述べ床面積で10万平方メートルの動物実験室を備えることになることは？

また、敷地内で動物を火葬し、その焼却炉は6時間稼動で1.8トン処理することは？

24名 知っていた 15名 はじめて知った 2名 無回答

新研究所の立地についてお聞きします。

Q6 新研究所が、藤沢市と鎌倉市にまたがる旧湘南工場跡地に進出することは？

39名 知っていた 2名 はじめて知った

Q7 あなたの住居は、旧湘南工場からおよそどの位、離れていますか？

3名 500m以内 10名 1km以内 7名 2km以内 11名 3km以内

6名 5km以内 1名 5kmを越え 3名 無回答

Q8 病原体、遺伝子組み換え微生物、動物実験等を行う武田薬品のバイオ実験施設および動物の火葬場にたいし、あなたは、バイオ災害の不安ないし精神的ストレスを感じますか？

39名 はい 0名 いいえ 1名 その他 1名 無回答

Q9 武田薬品は新研究所の立地を変更すべきだとお考えになりますか？

32名 はい 2名 いいえ 5名 その他(できればそうしたい)

2名 無回答

安全が担保されればよい
何とも言えない

《その他ご意見をお書きください。》

* 街中に研究所は絶対反対！なぜ街中に建てるのか説明してもらいたい。原子炉と同じだ。
絶対に安全であることはない。もし事故が起きたら保障は？

* 人口密度の高い地域にP3、R1no設備、研究所はいらない。誰も責任をとることはできない。
人類のための研究という建前で、近隣の住民が環境汚染に泣かされるのは嫌です。

* 住民の不安を汲み上げた、真摯に聴く姿勢を求める。

* どのような経緯でこの場所が選ばれたのですか？安全に絶対・永久はありえない。
市民の血税40億も出資して、何を見返りにしようとしているのか。

* 正確な情報を公的に発表して欲しい。電子会議で詳細を発信して欲しい。

* 安全が確認できるまで、建設はやめて欲しい。
市や県はどのように考えているのか知りたい。

* 4月に建設を知りました。以降、大変不安で行政などに問い合わせたが解決せず更に不安が増すのみ。
健康に与える影響が大変不安。住宅密集地に立地すべきではないと考えます。

* 武田のメンバーは勉強不足である。専門的見解を求める。

* 研究所の建設は非常識であり、是非、立地の変更を要求します。

* 住民にとって、排気汚染、大気汚染、病原体、こんな研究所は困ります。立地変更を望みます。

* 今日の対話集会でますます不安になった。是非、2回目お願いします。

* 安全性を高めるために、住民と共に協力しながら施設を考え、実行する姿勢を示すことが第一です。
テーブルについて話し合いを重ねる事で、信頼関係を構築できると考えるので、本日の対話集会はその点において、不十分さが残るものになった感がある。質問内容を事前に伝えておく方が良いと思うが？

* P3→P4に行く可能性無きにしても非ず。P1、P2も安全ではないのです！一朝ことあればP3施設の安全は脅かされる可能性大。第二の荏原にならないよう行政と市民の管理監視体制を可能にする必要あり。
市が安全について、総ての監視権限を持つような条例を考える。

* 行政・企業・住民3者の代表で構成される、安全保障協議会(仮称)を設立し、住民の不安解消のために情報公開の場とする。

* 平常時の安全対策・運用のモニタリングと、非常時(火災・爆発・地震・テロ)時のリスクマネジメントを
しっかりとって欲しい。

* 原因は「巨大」ということであると思うが、旧工場と新研究所では、排水量がどれだけ違うのか、その他の事も含めて、住民と武田との協定が必要なのではないか？

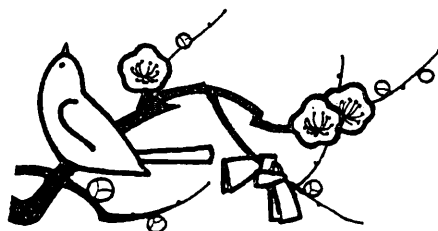
* 安全な研究をしてください。

* 武田の説明は要領を得ずいい加減。安全なのか、そうでないのか、さっぱりわからず。

* 子育て世代も参加できるよう、時間帯もいろいろ考えてください。

* 武田の社長が対話集会に来るべきだ。

* この問題については最近知りました。研究の必要性は理解しますが、海外のように、住宅密集地での建設はやめてほしい。これから勉強していくので、また参加したいと考えている。



ごみ有料化裁判、4月27日に判決—裁判開始から2年—

—昨年3月から開始されたごみ有料化裁判が、昨年12月8日行われた第10回裁判で結審し、今年4月27日、判決が下されることが確定した。裁判開始からまる2年目で判決を迎える。

12月8日には原告側から28名の傍聴があり、藤沢市側から約10名、マスコミ関係からも2名の傍聴があり、法廷は満席となった。裁判は、前回9月8日以降、原告、被告の提出書証の確認の後、原告3名が最終陳述を行なった。3名とも、結審に望み、迫真の陳述で法廷を圧倒した。原告の陳述後、法廷は一旦休廷し、3名の裁判官による合議が行われた後、前記の判決日が言い渡されたものである。当初、3月以前の判決日を予想していたが、結審後4ヶ月半も判決に時間を要するとは意外で、どのような結果となるかは、予断を許さない。

12・8結審法廷での主な争点

前回の裁判で、11月10日までに、原告、被告とも最終準備書面を提出することになっており、準備書面・書証が提出されました。原告は、藤沢市が最終準備書面で新たに出してきた次の諸点に対し反論しました。

① 市の一般廃棄物処理実施計画への市民の協力義務論に反論

藤沢市はごみ有料化の法的根拠として、これまで金沢地裁の判決や環境省の役人の見解を上げてきたが、最終準備書面では、市の一般廃棄物処理実施計画に従うことが市民の義務であるという協力義務論を持ち出して来た。市の三段論法は、

- i、廃掃法は、市民に市の進める一般廃棄物処理実施計画に協力するよう義務つけている。
 - ii、藤沢市の一般廃棄物処理実施計画では、市民は家庭ごみを出す際には有料袋を使用するよう規定している。
 - iii、従って、ごみを出す際には市の計画に従い、有料袋を使用することは市民の義務。
- というものである。原告はこうした市の暴論は受けいれられない、と厳しく反論した。

② 役務提供を有料化の根拠とする市の主張に対し反論

藤沢市の主張は、廃掃法の規定を歪曲し、家庭ごみの自己処理論に立って、自ら処理しなければならないごみを市が処理してやるのだから役務提供の代償として手数料を取るのは当たり前、という論法である。しかし、廃掃法では、埋立て焼却など家庭で容易に可能な物の自己処理を求めているだけで、そうした条件の無い市民にごみの自己処理を義務つけたものではないと反論。

③ 法律に反する条例の違法性を指摘

廃掃法では市民は、分別・保管の協力を求められているだけで、収集、運搬、処理は地方自治体の義務的行政行為であることが明記されている。しかし、藤沢市は法律を無視して有料化を強行。原告は、こうした法を無視して条例を強行した不当性について、昨年3月横浜地裁で、北沢裁判長が行ったいすゞ自動車の神奈川県企業特別法人税徴収条例が税法に反して無効であるとした判決を引き合いに出し、ごみ有料化条例の違法性を訴えた。

④ 有料化減量効果論、並びに全国普及論を反証

藤沢市は、有料化以降のデータを示し有料化によって減量が進んだ、有料化は全国に普及していると主張。これに対し、原告は、減量の多くは、高い手数料と個別収集を嫌って事業系ごみが減っている点を指摘。全国普及論については月刊廃棄物に掲載された村上論文を書証として提出し、人口的には大都市では無く、地方の財政の苦しい中小都市で有料化が進められている点を主張。また、地方自治体の減量努力について、廃掃法では、減量は、有料化、経済的インセンティブなどというやり方ではなく、「市民の自主的活動の促進を図る」ことによって進めることを市に求めている点を指摘して、有料化の不当性を追及した。

—原告3人が最終陳述—（省略、次号に掲載予定）

判決、大勢の裁判傍聴を

第11回 裁判 4月27日（月）午後1時15分 横浜地方裁判所

藤沢・ごみ有料化裁判を支援する会

第 36 回神奈川自治体学校から

11 月 29 日、神奈川自治体学校「人間の尊厳が守られる自治体に」が横浜で開かれました。主催は第 36 回神奈川自治体学校実行委員会、神奈川自治労連・神奈川自治体問題研究所です。以下要約です。

○ 中西新太郎氏の講演

全体会では、横浜市大の中西新太郎氏が、「広がる貧困・格差に迫る」と題して講演しました。

1990 年代後半から始まり、ここ 10 年の構造改革時代に急速に広がった所得格差はじめ、生活・ライフコース格差は、「結婚できる層」と「結婚できない層」のはっきりした格差を生み、地域格差では、「勝ち組自治体」と「負け組自治体」で学校教育など生活格差を生んでいます。

市場万能主義、規制緩和によるグローバル競争の結果増大した格差社会の貧困層は、生活保護世帯 100 万突破はじめ、母子世帯の貧困率 59%、70 歳以上単独世帯の 55%が年収 150 万以下、生活保護基準以下のワーキング・プアーなど全世代で貧困が広がり、社会的孤立、精神的困難が増大しています。

地域経済の不均衡がすすみ、海外売上高の 7 割は東京圏に集中しています。雇用流動化政策の結果不安定雇用が若年層、女性層を中心に激増し、民間企業労働者の 37.8%が非正規社員で、初めて就いた職が非正規雇用 43.8%は 10 年前の 2 倍です。

憲法 25 条の生存権の理念をあらためて深め、最低限保証の実現に向け、自治体は公的責任を果たすべきであり、自治体構造改革は足元を掘り崩して行政資源を枯渇させてしまうものであると結びました。

○ 7 つの分科会

午後の分科会では「民営化、公共性」「子育て、教育」「環境・まちづくり」「社会保障」「女性」「暮らしと消費者」「平和と基地」の 7 分科会に分かれた報告と討論でした。

「環境とまちづくり」では、22 人が参加し、①小田原駅東口お城通り地区再開発事業と城下町ホール建設事業の再検討を成功させた取り組み、②葉山町の、国、ゼネコン主体のごみ処理広域化、景観破壊の海岸遊歩道建設を中止させた取り組み、③川崎南高校跡地の商業施設建設に反対し、市民利用施設として開放させる取り組み、④横浜市栄区の上郷開発を阻止し、貴重な自然を守った取り組み、⑤藤沢・鎌倉市境の人口密集地における武田薬品研究所建設で、病原体や有害物質の漏えいを危惧し、安全対策を求める取り組みの 5 報告と意見交換でした。

小田原と葉山では首長選挙で自分たちの候補を当選させて、行政の方針を転換させたという画期的な報告でした。横浜栄区の上郷開発中止はその一部の瀬上市民の森が「首都圏近郊開発特別立法」で守られている地域で、その周りが開発されようとしていましたが、署名など急速な市民運動の盛り上がりがあり、当局が 180 度方向転換しました。武田薬品研究所の報告は、県のインベスト神奈川誘致事業からはじまる、県環境アセスの問題点など今までの概要の報告をしました。県、国の相談機関にも相談したらよいというアドバイスがありました。（青柳）

第29回 地元農業を考える会

今、米のことを考えてみよう

◎ 現場からの報告

- ・米事情を知る 加藤俊明氏 (JAさがみ組合長)
- ・私の米作り 合鴨とのつきあい 須田直吉氏 (合鴨農法生産者)
- ・主食としての米は必要—毎日米を食べていますか? 岩澤禮子氏 (消費生活専門相談員)

◎ 試食会—合鴨米や地元の野菜を使った料理—

◎ やさい漬物などの即売

とき 2月8日 (日) 10:00-13:15

ところ JAさがみ 3階大ホール 参加費 300円

共催 地元の農業を考える会 藤沢市消費者団体連絡会 すずめの会

JAさがみ 藤沢市 連絡先 ☎ 0466-34-9062 末吉



地球温暖化シンポジウム

地球温暖化を地域から考える ～低酸素社会をめざす地域づくりとは～

基調講演 「地球温暖化防止への環境経済戦略」 植田和弘氏 (京都大学教授)

シンポジスト 伊藤靖志氏 東京電力神奈川支店 居城 琢氏 遠藤伴雄氏 植田和弘氏

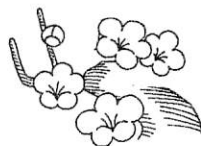
コーディネーター 岩橋宜隆氏 (弁護士)

とき 1月14日 (土) 13:30~17:00

ところ 神奈川県保険医協会 6階会議室 (横浜駅北東口2分)

共催 神奈川県保険医協会・公害環境対策部 NPOかながわ総研

☎ 045-453-2411



ストップ温暖化展

1月17日~21日

藤沢駅北口地下道展示場

藤沢エコネット

学習会「地球温暖化防止プロジェクト」

1月17日 (土) 10:00~

労働会館 第5会議室

藤沢市の温暖化防止策・今後の課題について話し合います

関心ある方 どなたでも、お出かけ下さい

参加費 300円



会員募集→会費 3000円 振込口座は→郵便局へ→00240-9-46501 藤沢エコネット

《編集後記》 あけましておめでとうございます。本年も藤沢エコネットニュースをご愛読していただけますよう、また、環境都市藤沢をめざして一緒に活動できますよう、がんばりますので、よろしくご協力お願い申しあげます。寄稿、情報提供大歓迎です。ご意見、お叱りもどんどんお寄せください。

穏やかな天気のお正月でしたが、経済は破綻をし始め、環境破壊も様々に計画され、嵐の前の静けさの様です。地球温暖化防止の行動に是非お知恵を拝借ください。毎月会合を持ちます。(A)